

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事長の報酬)

第3条 理事長に別表1による報酬を支払う。なお、理事長には、第4条及び第5条の報酬は支払わないものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事長を除く理事が理事会に出席したときは、別表2による1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2による1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬は支払わないものとする。

3 理事長を除く役員及び評議員が、鴨川市、館山市、南房総市及び鋸南町以外から理事会及び評議員会へ出席する場合には、別表2の報酬とは別に交通費（実費）を支払うものとする。

(役員及び評議員の報酬等)

第5条 理事長を除く理事が、理事会に出席した日以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3による報酬及び交通費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会へ出席した日以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3による報酬及び交通費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2による1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条3項の報酬は支払わないものとする。

2 監事が鴨川市、館山市、南房総市及び鋸南町以外から理事会及び評議員会へ出席する場合には、別表2の報酬とは別に交通費（実費）を支払うものとする。

3 監事が理事会及び評議員会へ出席した日以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3による報酬及び交通費を支払うことができる。

(苦情解決に関する第三者委員の報酬等)

第7条 苦情解決に関する第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2による1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情解決に関する第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費は支払わないものとする。

2 苦情解決に関する第三者委員が理事会及び評議員会へ出席した日以外の日において、法人及び施設に係る苦情解決に関する業務にあたった場合は、別表3による報酬及び交通費を支払うことができる。

3 理事長、理事もしくは評議員が苦情解決に関する第三者委員を兼ねる場合は、本条第1項の対象外とし、苦情解決に関する第三者委員としての報酬は支払わない。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第8条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2による1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2による1日分の報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、原則として実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第10条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、この規定を適用しない。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、2017年6月19日より施行する。

別表 1 (理事長の報酬等)

名 称	報 酬	交通費
理事長報酬	月額 400,000円	実 費

別表 2 (会議等への出席報酬)

名 称	報 酬
会議等への出席	日額 10,000円

別表 3 (業務報酬)

名 称	報 酬	交通費
業務報酬	日額 15,000円	実 費

別表 4 (日額)

報 酬	宿泊費	交通費	その他
15,000円	20,000円	実 費	実 費